○西予市議会と市民との意見交換会実施要綱

平成 25 年 3 月 22 日
令和 3 年 6 月 25 日改正

（目的）

第 1 条　この要綱は、西予市議会基本条例（平成 23 年西予市条例第 38 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき実施する議会と市民との意見交換会（以下「意見交換会」という。）について必要な事項を定める。

（実行委員会の設置）

第 2 条　議会に議会と市民との意見交換会実行委員会（以下「実行委員会」）を置く。

2　実行委員会は、次条の規定により各班から選出された班長及び副班長 6 人で構成する。

3　実行委員会は、議長と協議し、意見交換会の運営を行う。

（班編成・構成）

第 3 条　意見交換会は、5 人又は 6 人で班を構成し、概ね 3 班編成とする。

2　構成は、開催地区出身議員、各常任、特別委員会を考慮し、議長において決定する。

3　班に班長及び副班長を置き、構成員の互選により決定する。

4　議長は班編成から除く。

（日程及び会場等）

第 4 条　日程及び会場については、班長と議長が協議し、決定する。

2　前項の規定にかかわらず、議長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、実行委員会に諮り、意見交換会を開催することができる。

(1) 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会から意見交換会開催の要請があったとき

(2) 次条の規定による開催の申込みがあったとき

(3) その他議長が開催の必要があると認めたとき

3　会場の設営・準備は議員が行う。

（市民からの開催の申込）

第 5 条　意見交換会は、市内に所在する団体及び市民グループ（10 人以上で構成される団体及び市民グループに限る。）（以下「団体等」という。）から議長に開催の申込みがあった場合において、必要と認めるときに開催することができる。ただし、次に掲げる団体を除く。

(1)　宗教団体

(2)　その他議長が適当でないと認める団体

2　意見交換会の開催を希望する団体等は、開催希望日の 1 月前までに意見交換会開催申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて議長に提出しなければならない。

(1)　出席者名簿

(2)　その他議長が必要と認める書類

3　議長は、前項の申込みがあったときは、実行委員会に諮り、その内容を審査し、意見交換会の開催を決定したときは、意見交換会開催通知書（様式第 2 号）により申込団体に通知する。

4　実行委員会の判断により、意見交換会を開催しなかった場合は、議員全員協議会でその旨を報告する。

（議題）

第 6 条　意見交換会の議題は、概ね次の各号に掲げる事項とし、実行委員会でテーマを決定して行うものとする。ただし、団体等からの申込みにより開催する場合、その他実行委員会が認めた場合はこの限りではない。

(1)　市政に関すること
(2)　市議会に関すること
(3)　その他重要と思われる事項

（役割分担）

第7条　役割分担は、司会者、報告者、記録者等とし、それぞれの班において協議し、調整する。なお、答弁は全員で担当することを基本とする。

（市民への周知）

第8条　意見交換会（第3条の規定による開催の申込みにより開催する場合を除く。）については、市民への周知を図るため、開催日時及び会場を議会だより、市議会ホームページなどを活用して掲載する。

（記録）

第9条　意見交換会の記録は、参加者から出された意見、要望、提言などの要点記録とする。

（意見交換会）

第10条　意見交換会は、1時間30分程度とし、次第は、概ね次に掲げる事項とする。
(1)　開会あいさつ　班長
(2)　議会からの報告事項　班の報告者
(3)　質疑応答
(4)　意見・提言等
(5)　閉会あいさつ　班の副班長

（資料）

第11条　意見交換会の配布資料は共通資料とし、必要に応じて、各班において適宜準備する。

（議員の発言）

第12条　意見交換会において議員は、個人や会派の信念、姿勢等に基づいたものではなく、議会としての総意を述べることを原則とする。

（成果・効果等の報告）

第13条　意見交換会の成果・効果等の報告は、意見交換会終了後すみやかに班で作成し、代表者が議長に報告書で提出する。
2　議長に提出された報告書は、議長と実行委員会において協議し、対応する。
3　議会に対する要望・提言等で重要なものは、取りまとめ、議員全員協議会に諮り、必要に応じ、委員会に付託する。
4　市行政に対する要望・提言等で重要なものは、取りまとめ、議長から市長に文書で提出する。
5　前項の規定により提出した要望・提言等は、その対応の結果について市長から回答を求めることとする。
6　報告書の概要は、市議会ホームページ等に掲載する。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、意見交換会の実施に関し必要な事項は、議長が実行委員会に諮って定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。